

肺がん一次検診に伴う喀痰実施機関認定登録条件

1. 喀痰細胞診検査の実施際としては、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士がいなければならないこと。
2. 喀痰細胞診検査に必要な設備を十分有すること。
3. 喀痰細胞診検査実施については相当な実績があること。
4. 認定登録の期間は、3年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の3月31日までとする。
5. 認定審査手数料は新規・更新共1万円とする。